

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	と畜場法	法令番号	昭和28年法律第114号
手続名	と畜場使用料及びとさつ解体料の認可	根拠条項	第12条
審査基準	<p>と畜場の設置者若しくは管理者又はと畜業者は、と畜場使用料又はとさつ解体料について、あらかじめ、その額を定めて、都道府県知事の認可を受けなければならない。認可を受けたと畜場使用料又はとさつ解体料の額を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>1 申請書記載事項</p> <p>(1) 申請者の住所、氏名及び生年月日（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）</p> <p>(2) と畜場の名称及び所在地</p> <p>(3) と畜場使用料又はとさつ解体料の別</p> <p>(4) と畜場使用料又はとさつ解体料の額及びその算出基礎</p> <p>(5) と畜場使用料又はとさつ解体料の適用時期</p> <p>(6) 変更する場合にあってはその理由</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) と畜場使用料又はとさつ解体料の算出基礎の資料となる過去3年の収支決算報告書、収支計画書等を添付すること。</p> <p>(2) 身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を添付すること。 ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。</p> <p>(3) 申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認できる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りではない。</p> <p>3 と畜場使用料の認可基準</p> <p>諸経費の原価（原価償却費、水道料、修繕費、人件費、消耗品費及びその他の経費）、税金及び1か月平均（又は年間）収入額、新設と畜場については推定収入額を勘案し、料金を決定するものとする。</p> <p>4 とさつ解体料の認可基準</p> <p>と畜場業者の原価（原価償却費、水道料、修繕費、人件費、消耗品費及びその他の経費）、税金及び1か月平均（又は年間）収入額、新設と畜場については推定収入額を勘案し、料金を決定するものとする。</p>		
	受付機関	食肉衛生検査所	処理機関
		交付機関	食肉衛生検査所
		標準処理期間	15日
		標準経由期間	7日
		目次	No.